

「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書

近年、子どもに対する虐待や体罰の増加、さらには児童買春や児童ポルノなど性的搾取の問題等、子どもの権利侵害はますます深刻化している。今こそ、「子どもの権利条約」の精神に基づき、幅広く子どもの権利を保障する取り組みが求められる。

日本が、国連の「子どもの権利条約」を批准・発効してから10年がたつ。自治体には、子どもの権利に関する総合的な条例を制定しているところもあるが、まだまだ日本全国に条約の精神が行き渡っているとは言いがたい状況である。今後、国及び地方自治体では、その普及・啓発に向けた取り組みを強める必要があると考える。

国連・子どもの権利委員会から日本政府に対して出された勧告では、子どもオンブズパーソン制度の促進や、政策立案・決定過程への子ども参加の仕組みづくりが具体的な課題として提起されている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、政府及び地方自治体において「子どもの権利条約」の趣旨が最大限尊重されるとともに、子どもの権利保障を求める仕組みづくりが進むよう取り組むことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男